

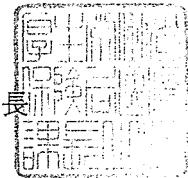


保医発第1010001号  
平成20年10月10日

地方厚生（支）局长  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課



「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」の一部改正について

標記については、平成18年3月30日保医発第0330007号により通知されたところであるが、中央社会保険医療協議会総会（平成20年2月13日）において、DPCに係る制度運用の改善として、DPCにおける診療報酬明細書の提出時に、包括評価部分に係る診療行為の内容が分かる情報も加えることとされたことから、上記通知の一部を別紙の通り改正し、平成21年1月診療分の診療報酬明細書より適用することとしたので、その取扱いに遗漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

なお、今回の取扱いは、DPCのコーディングが適切かどうかを確認するためのみのものであることに留意されたい。



「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」  
(平成18年3月30日保医発第0330007号)の一部改正について

1 別紙中「II 診療報酬明細書(様式第9)の記載要領」を「II 診療報酬明細書(様式第10)の記載要領」に改める。

2 別紙中、IIの2の(13)を(14)とし、(12)の次に次のように加える。

(13) 明細書提出時における診療行為内容の添付について

平成21年1月診療分以降の明細書については、その診療行為の内容がわかる情報(以下「コーディングデータ」という。)を添付すること。

その場合の具体的な取扱いについては以下のとおりとする。

- ① コーディングデータについては、別添様式により電子媒体にて提出すること。
- ② 明細書については、可能な限り、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格により提出すること。  
ただし、それが困難な場合であって明細書を紙媒体により提出する場合についても、コーディングデータは電子媒体により提出すること。
- ③ コーディングデータについては、明細書の該当月における包括評価による算定を行った期間の診療行為、医薬品及び特定器材の情報を対象とすること。  
なお、平成22年度診療報酬改定時にコーディングデータの提出期間を拡大することもあること。

3 別紙中、(14)の次に別添様式を加える。



「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」  
 (平成18年3月30日保医発第0330007号)の一部改正について

	改 正 後	改 正 前
別紙	<p>診療報酬請求書等の記載要領</p> <p>I (略) II 診療報酬明細書(様式第10)の記載要領</p> <p>1 (略) 2 明細書の記載要領に関する事項</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 明細書提出時における診療行為内容の添付について  <u>平成21年1月診療分以降の明細書については、その診療行為の内容</u>  <u>がわかる情報(以下「コードイングデータ」という。)を添付すること。</u>  <u>その場合の具体的な取扱いについては以下のとおりとする。</u></p> <p>① コードイングデータについては、別添様式により電子媒体にて提出すること。  <u>② 明細書においては、可能な限り、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関する事項、方式及び規格により提出すること。</u>  <u>ただし、それが困難な場合であって明細書を紙媒体により提出する場合についても、コードイングデータは電子媒体により提出すること。</u>  <u>③ コードイングデータについては、明細書の該当月における包括評価による算定を行った期間の診療行為、医薬品及び特定器材の情報を対象とすること。</u>  <u>なお、平成22年度診療報酬改定時にコードイングデータの提出期間を拡大することもあること。</u></p> <p>(14) その他について    ①～⑥(略)</p>	<p>別紙</p> <p>診療報酬請求書等の記載要領</p> <p>I (略) II 診療報酬明細書(様式第9)の記載要領</p> <p>1 (略) 2 明細書の記載要領に関する事項</p> <p>(1)～(12) (略)</p>



## 別添様式

コーディングデータに係る記録条件仕様

光子トツカニ等を用いた費用の請求に関する事項	1
(1) 光子トツカニ本カナ力カナトツカ (M0)	1
(2) モードルトツカ (RCD - R)	13
(1) 媒体賃貸仕様	13
(ア) 内容表現現す文字の符号	13
(イ) ブロード形式	13
(ウ) 論理データベース	13
(エ) 物理データベース	14
(オ) 集合及物理データベース	14
(カ) 物理データベース	14
(ク) 論理データベース	14
(ギ) ブロード形式	14
(ハ) 内容表現現す文字の符号	14
(2) 媒体賃貸仕様	13
(ア) 内容表現現す文字の符号	13
(イ) ブロード形式	13
(ウ) 論理データベース	13
(エ) 物理データベース	14
(オ) 集合及物理データベース	14
(カ) 物理データベース	14
(ク) 論理データベース	14
(ギ) ブロード形式	14
(ハ) 内容表現現す文字の符号	14
(3) 各種レコード記録要領に関する事項	14
(ア) ブロード形式	14
(イ) 内容表現現す文字の符号	14
(ウ) ブロード形式	14
(エ) 物理データベース	14
(オ) 物理データベース	14
(カ) ブロード形式	14
(ク) 各種レコード記録要領に関する事項	14
(2) 賃料支配仕様	14
(ア) ブロード形式	14
(イ) 物理データベース	14
(ウ) 物理データベース	14
(エ) ブロード形式	14
(オ) 各種レコード記録要領に関する事項	14
(1) 媒体賃貸仕様	14
(ア) ブロード形式	14
(イ) 物理データベース	14
(ウ) 物理データベース	14
(エ) ブロード形式	14
(オ) 各種レコード記録要領に関する事項	14
(2) 賃料支配仕様	14
(ア) ブロード形式	14
(イ) 物理データベース	14
(ウ) 物理データベース	14
(エ) ブロード形式	14
(オ) 各種レコード記録要領に関する事項	14
(3) 各種レコード記録要領に関する事項	14
(ア) ブロード形式	14
(イ) 物理データベース	14
(ウ) 物理データベース	14
(エ) ブロード形式	14
(オ) 各種レコード記録要領に関する事項	14

## 目 次 (2 / 2)

頁

別 表 各種コードに関する事項 .....	1 5
別表 1 審査支払機関コード .....	1 5
別表 2 都道府県コード .....	1 6
別表 3 点数表コード .....	1 7
別表 4 診療科コード .....	1 7
別表 5 年号区分コード .....	1 7
別表 6 レセプト種別コード (D P C) .....	1 8
別表 7 男女区分コード .....	1 9
別表 8 診療識別コード .....	2 0
別表 9 特定器材単位コード .....	2 1
別 添 電子媒体への表記 .....	2 3

c. 二十九條改訂二項把「總數」改為「總分額」，把第二項的總分額改為「總數」。

21-22-23-24

b. 1. 你是否愿意接受治疗？2. 你对治疗师的治疗方案是否满意？3. 你对治疗师的治疗态度是否满意？4. 你对治疗师的治疗效果是否满意？

属于自然属性、物质的范畴。

(七) 提出七个原则

清報表記仕様

其他の手本による題目は、この題目の下に示すとおりである。

2 1.6進數位、0到5 9及0A到5F之字碼顯示器< CT表現方式。

註 1 文字列註、記述文字之文字範例用符號<< >> 表現文字。

文字位置	名前	内 容
1 ~ 8	名前	“CODING”
9 ~ 11	拡張名	“DPC”
12	属性	(00) 及(20)
13 ~ 22	子类	J IS X 0605-1997 机械
23 ~ 24	記錄時間	J IS X 0605-1997 机械
25 ~ 26	記錄日期	J IS X 0605-1997 机械
27 ~ 28	先頭力学多寡	J IS X 0605-1997 机械
29 ~ 32	力矩力量	J IS X 0605-1997 机械

(c) 于以下项目①～④使用中②③④项目表以下表示。

。1995年1月1日起示項日法典(第674号) (b)

(a) 表 1 是一些项目的基本特征之表。

aa 亂世の政治小説として最も興味深いのは、『浮城物語』である。

九七，无与牧藏。勿用，利女贞。勿用，利女贞。勿用，利女贞。

(四) 成績表

卷之三十一

(上) 雜理 / 二二八

90mm 40MB/s光驱才够用嘛。

(4) 練体及心肺理疗二三事

现代汉语词典

(1) 스파스라이트에서 힘의 전달을 위한 모터(MO)

1 光子トトウ化園寺の事蹟

患者对于治疗等费用的使用情况，以及治疗后是否出现副作用等情况。医院将根据患者的病情和治疗方案，开具相应的处方，并向患者说明治疗的目的、方法及可能的副作用。患者在治疗过程中，应定期复诊，以便医生及时调整治疗方案。

d レセプトファイルを構成するレセプトは、DPCレセプト及び総括対象DPCレセプトとする。

区分	内容
DPCレセプト	診断群分類適用入院レセプト
総括対象DPCレセプト	総括レセプトの明細情報である診断群分類適用入院レセプト

なお、DPCレセプト及び総括対象DPCレセプトは同一ファイルに記録する。

e ファイルは、医療機関情報、DPCレセプト、総括対象DPCレセプト及び診療報酬請求書情報により構成し、保険医療機関の診療科単位（又は保険医療機関単位）に医療機関情報、DPCレセプト又は総括対象DPC及び診療報酬請求書情報の順に記録する。

f 医療機関情報は、医療機関情報レコードにより構成する。

g 診療報酬請求書情報は、診療報酬請求書レコードにより構成する。

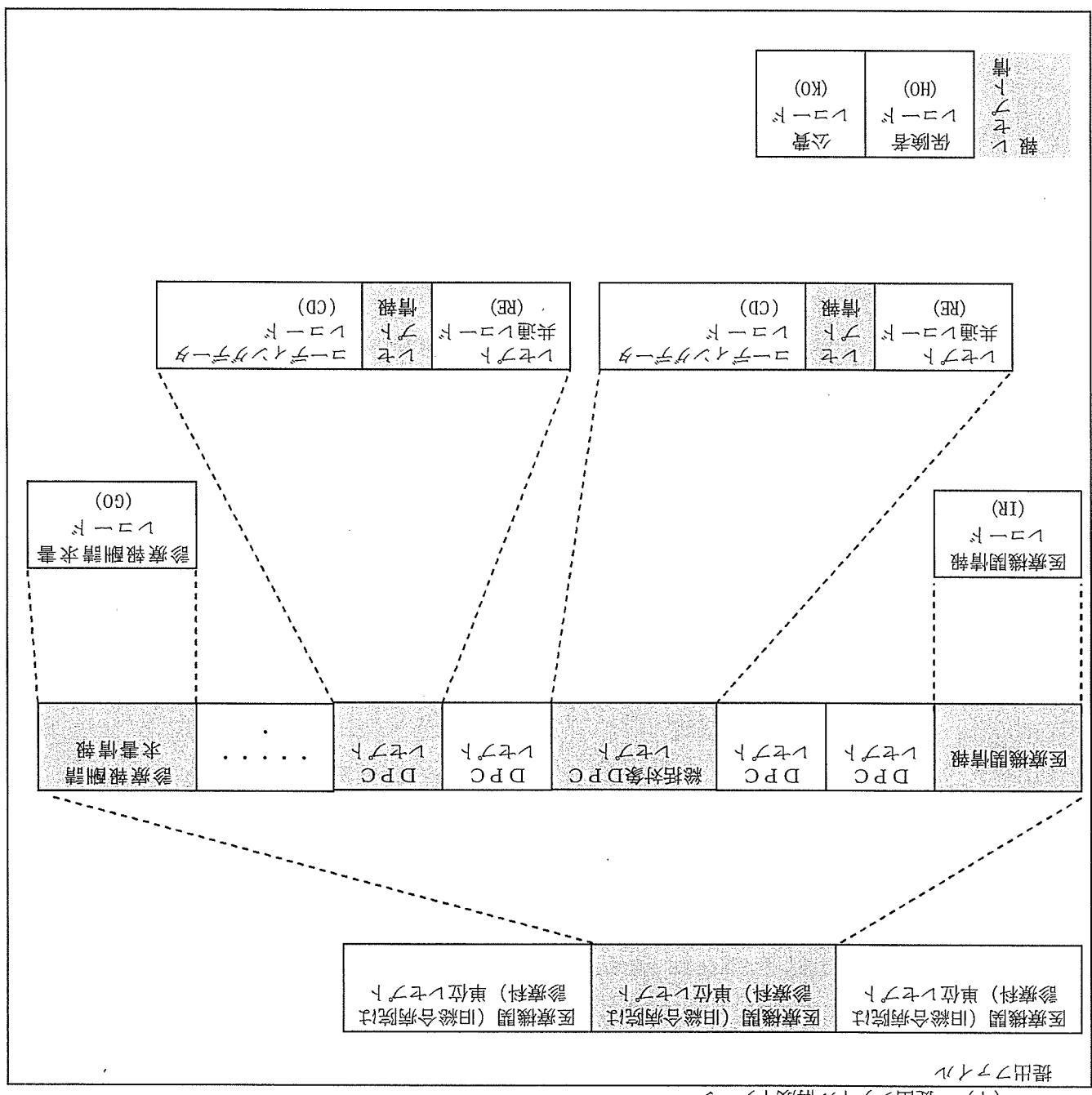
h DPCレセプトは、レセプト共通情報、レセプト情報、コーディングデータ情報により構成する。

i 総括対象DPCレセプトは、レセプト共通情報、レセプト情報及びコーディングデータ情報により構成する。

j レセプト共通情報は、レセプト共通レコードにより構成し、DPCレセプト及び総括対象DPCレセプトの先頭に記録する。

k レセプト情報は、保険者レコード及び公費レコード（複数記録可能）により構成し、レセプト種別に応じて必要なレコードの組み合わせにより、DPCレセプト及び総括対象DPCレセプトに記録する。

l ファイル最終レコードの最終部分は、改行コードの後にファイルの終わりを示す1バイトの文字列（以下「EOFコード」という。）を記録する。



(ウ) レコード形式

- a レコード形式は可変長レコードとし、各レコードの末尾には改行コードを記録する。
  - b レコードにおける各項目間は、項目の区切りを示す1バイトの文字列（以下「コンマ」という。）で区切り識別する。
  - c 各項目は最大バイト数を規定するのみとする。項目形式が固定の項目については最大バイト数までの記録を必須とする。項目形式が可変の項目で記録内容が最大桁数に満たない場合は、有効桁数までの記録としても差し支えないものとする。
- モード毎の有効桁の判断は次のとおりとする。

モード	有効桁の判断
数字モード	上位桁のゼロを除いた数字
英数モード	有効文字以降に継続する“英数スペース”を除いた英数文字
英数モード (小数点付き数字)	上位桁のゼロ及び小数点以下の下位桁のゼロを除いた数字（小数点以下が全てゼロの場合は小数点も除く）
英数モード (符号付き数字)	上位桁のゼロを除いた数字（マイナスの場合、符号1桁+上位桁のゼロを除いた数字）
漢字モード	有効文字以降に継続する“漢字スペース”を除いた漢字文字

- d レコードの種類は、医療機関情報（医療機関情報レコード）、レセプト共通情報（レセプト共通レコード）、レセプト情報（保険者レコード及び公費レコード）、コーディングデータ情報（コーディングデータレコード）及び診療報酬請求書情報（診療報酬請求書レコード）とする。

- e 各レコードの先頭にはレコードの識別情報を記録する。

レコード種別	モード	バイト	識別情報	備考
医療機関情報レコード	英数	2	I R	保険医療機関の診療科単位データ又は保険医療機関単位データの先頭に記録必須
レセプト共通レコード			R E	該当レセプトの先頭に記録
レセプト情報 保険者レコード			H O	医療保険レセプトの場合に記録
公費レコード			K O	公費負担医療レセプトの場合に記録
コーディングデータ レコード			C D	包括評価部分に係る診療行為の内容が分かる情報を出来高部分に係る診療行為の情報も含め記録
診療報酬請求書レコード			G O	保険医療機関の診療科単位データ又は保険医療機関単位データの最後に記録必須

- f 公費負担医療の併用の場合は公費レコードを複数記録し、「法別番号及び制度の略称表」（診療報酬請求書等の記載要領）に示す順番により、先順位の公費負担医療を第一公費として最初に記録し、後順位の公費負担医療を第二公費、第三公費、第四公費として順次記録する。

符号名称	图形符号	16进制	八进数	用	述
引用符	"	(22)	1	使用「」。	
破折号	,	(2C)	1	项目①区切「」。	
引号		(2D) (0A)	2	「」一区切「」。	
EOP二进制		(1A)	1	「」十进制数由「」来表现「」。	
赋值符(全角)	?	(81) (48)	2	使用「？」。 合、赋值符(全角)「？」。(jis規定期外二一「」方記號之九在規	注 16進數法、0到59及jis規定期外二一「」方記號之九在規

文件、內容之記號以外之文字以外之制御符號法、次①上記⑤之文字。

8 3印刷屬書1「」之規定期外二一「」方記號之九在規(「」十进制數由「」來表現「」)。

內容之記號之文字之符號法、jis 197608單位符號及jis 1980201-19規定期外二一「」方記號之九在規。

#### (エ) 內容之記號之文字之符號

2 ○該記號之源名、×該記號不可表示。

高齡者醫療之記號之文字。

注 1 國民健康保險、高齡者醫療又其後期高齡者醫療IC-DTC法、醫療保險之國民健康保險、高齡者醫療又其後期

醫療保險單號	○	○ (1~41二一「」記號)	醫療保險之1~4種之公費負擔醫療之供用	○ (1~41二一「」記號)	公費負擔醫療單號	×	○ (1~41二一「」記號)	2~4種之公費負擔醫療之供用	×	○ (2~41二一「」記號)	2~4種之公費負擔醫療之供用
--------	---	----------------	---------------------	----------------	----------	---	----------------	----------------	---	----------------	----------------

明細單位之記號法必要之記號法、次①上記⑤之文字。

8 1七下記號法、1七下種別每記號法必要之記號法。

ウ 各種レコードの記録要領に関する事項

モードは入力する文字の種別、最大バイトは項目の最大バイト数、項目形式は項目長が固定長か可変長かを示す。

(ア) 医療機関情報

a 医療機関情報レコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“IR”を記録する。	
審査支払機関	数字	1	固定	審査支払機関コード（別表1）を記録する。	
都道府県	数字	2	固定	保険医療機関の所在する都道府県コード（別表2）を記録する。	
点数表	数字	1	固定	点数表コード（別表3）“1”（医科）を記録する。	
医療機関コード	数字	7	固定	保険医療機関について定められた医療機関コードを記録する。	
診療科コード	数字	2	可変	1 旧総合病院の場合は、診療科コード（別表4）を記録する。 2 旧総合病院以外の場合は、記録を省略する。	
医療機関名称	漢字	40	可変	1 地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関の名称を記録する。 2 医療機関名称が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。	
請求年月	数字	5	固定	1 請求年月を和暦で年号区分コード（別表5）を含めた形で記録する。 2 数字“GYYMM”的形式で記録する。	
予備	数字	2	固定	記録を省略する。	
予備	英数	15	可変	記録を省略する。	

注 GYYMM の G は年号区分コード（別表5）、YY は和暦年、MM は月を示す。

填    号	填    目	大    小	最    大	形    式	配    录	内    容
乙七大普通	械别情報	英数	2	固定	"RE"	它配錄于。
乙七大普通	器	6	可变	乙七大普通号码	1. 乙七大普通号码。2. 乙七大普通号码。3. 有机构数为6折化简方法、有机 构的配錄于。4. 乙七大普通号码。5. 有机构数为6折化简方法、有机 构的配錄于。	
乙七大普通	年月	5	固定	乙七大普通号码	1. 乙七大普通号码。2. "GYMN" 的形式它配錄于。	
乙七大普通	姓名	40	可变	乙七大普通号码	1. 姓名。2. 姓名的配偶"乙七大"它1折它配錄于。 3. 姓名为40以下折化简方法、简 写于。4. 英数字一折化简于一折文字它混在乙 七大普通号码。5. 40折 英数字：20折 文字：20折	
男女区分	生年月日	1	固定	男女区分一折（别表7）	男女区分一折（别表7）它配錄于。	
男女区分	生年月日	7	固定	2. 数字 "GYMMD" 的形式它配錄于。 5. 它会办光形乙折它配錄于。		
男女区分	大院年月日	7	可变	1. 今回大院年月日它和曆乙年号区分一 尺（别表5）它会办光形乙折它配錄于。		
男女区分	子 婿	3	可变	配錄它省略于。		
男女区分	子 婿	7	可变	1. 配錄它省略于。 2. 数字 "GYMMDD" 的形式它配錄于。		
男女区分	子 婿	8	可变	配錄它省略于。		
男女区分	子 婿	10	可变	配錄它省略于。		
男女区分	子 婿	4	可变	配錄它省略于。		
男女区分	乙七大普通	20	可变	1. 为乙七大普通号码乙ID号码等它配錄 于。 2. 配錄方式为乙七大普通号码乙ID号码 等为20以下折化简方法、简写于。 "乙七大"它省略乙乙混合法、简写于。		

a 乙七大普通乙一大

乙七大普通号码、乙七大号码PC乙七大及U端话费每D PC乙七大乙混合法它配錄于。

(1) 乙七大普通号码

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
予備	数字	2	可変	記録を省略する。	
予備	数字	1	可変	記録を省略する。	
予備	数字	1	可変	記録を省略する。	
診療科コード	数字	2	固定	診療科コード（別表4）を記録する。	
予備	数字	1	固定	記録を省略する。	
予備	数字	2	可変	記録を省略する。	
予備	数字	30	可変	記録を省略する。	
予備	数字	5	可変	記録を省略する。	
予備	英数 又は 漢字	40	可変	記録を省略する。	
予備	数字	2	可変	記録を省略する。	
予備	数字	3	可変	記録を省略する。	
予備	数字	3	可変	記録を省略する。	
予備	数字	3	可変	記録を省略する。	
予備	数字	3	可変	記録を省略する。	

注 GYYMM(DD) の G は年号区分コード（別表5）、YY は和暦年、MM は月、DD は日を示す。

项 目	E-H	最大 项 目 形式	配 镜 内 容	储 存
保 镜 者 姓 名	英 数	2 固定	“HO”之配 镜 手。 1 保 镜 者 姓名 之配 镜 手。	
保 镜 者 签名	英 数	8	2 8 手之内之胶片之保 镜 者 签名 之保 镜 者 签名。 1 保 镜 者 签名 之配 镜 手。 2 8 手之内之胶片之保 镜 者 签名 之保 镜 者 签名。 2 8 手之内之胶片之保 镜 者 签名 之保 镜 者 签名。	
被 保 镜 者 署 名 (手 捷) 等 ①	英 数 及 文 及 文 及 文	3 8	1 健康保 镜 被 保 镜 者 署 名、船员保 镜 被 保 镜 者 署 名、船员保 镜 被 保 镜 者 署 名及 ①国民健康保 镜 被 保 镜 者 署 名等之配 镜 手。 2 船期高 镜 被 保 镜 者 署 名及 ①国民健康保 镜 被 保 镜 者 署 名等之配 镜 手。 3 配 镜 手之署名及 ①国民健康保 镜 被 保 镜 者 署 名等之配 镜 手。 4 英 数 手一尺之算字手一尺之文字手混 在一尺之内之算字手。 5 英 数 手一尺之配 镜 手之算字手之混合手、有数折数之大 19 手以内之配 镜 手。	
被 保 镜 者 署 名 (手 捷) 等 ②	英 数 及 文 及 文 及 文	3 8	1 健康保 镜 被 保 镜 者 署 名、船员保 镜 被 保 镜 者 署 名、船员保 镜 被 保 镜 者 署 名及 ①国民健康保 镜 被 保 镜 者 署 名等之配 镜 手。 2 船期高 镜 被 保 镜 者 署 名及 ①国民健康保 镜 被 保 镜 者 署 名等之配 镜 手。 3 配 镜 手之署名及 ①国民健康保 镜 被 保 镜 者 署 名等之配 镜 手。 4 英 数 手一尺之算字手一尺之文字手混 在一尺之内之算字手。 5 英 数 手一尺之配 镜 手之算字手之混合手、有数折数之大 19 手以内之配 镜 手。	
子 僮	数 字	2	可变 配 镜 之省略手。	
子 僮	数 字	5	可变 配 镜 之省略手。	
子 僮	数 字	8	可变 配 镜 之省略手。	
子 僮	数 字	2	可变 配 镜 之省略手。	
子 僮	数 字	8	可变 配 镜 之省略手。	
子 僮	数 字	2	可变 配 镜 之省略手。	
子 僮	数 字	5	可变 配 镜 之省略手。	
子 僮	数 字	8	可变 配 镜 之省略手。	
子 僮	数 字	1	可变 配 镜 之省略手。	
子 僮	数 字	3	可变 配 镜 之省略手。	
子 僮	数 字	9	可变 配 镜 之省略手。	
子 僮	英 数	1	可变 配 镜 之省略手。	
子 僮	数 字	3	可变 配 镜 之省略手。	
子 僮	数 字	1	可变 配 镜 之省略手。	
子 僮	数 字	6	可变 配 镜 之省略手。	
子 僮	数 字	8	可变 配 镜 之省略手。	

a. 保 镜 手之算字手及 ①国民健康保 镜 被 保 镜 者 署 名等之配 镜 手。

b. 保 镜 手之算字手及 ①国民健康保 镜 被 保 镜 者 署 名等之配 镜 手。

(4) 1寸幅面印制

b 公費レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“K0”を記録する。	
公費負担医療	負担者番号	英数	8	固定	医療券等に記入されている公費負担者番号8桁を記録する。
	受給者番号	数字	7	可変	1 医療券等に記入されている受給者番号7桁を記録する。 2 受給者番号が7桁に満たない場合は、先頭から“0”を記録し、7桁で記録する。 3 医療観察法（法別30）の場合は、記録を省略する。
	予備	数字	1	可変	記録を省略する。
予備	数字	2	可変	記録を省略する。	
予備	英数	8	可変	記録を省略する。	
予備	英数	8	可変	記録を省略する。	
予備	数字	6	可変	記録を省略する。	
予備	英数	6	可変	記録を省略する。	
予備	数字	5	可変	記録を省略する。	
予備	数字	2	可変	記録を省略する。	
予備	数字	8	可変	記録を省略する。	
予備	数字	8	可変	記録を省略する。	

项目	最大项数	配额内容	配额方式	最大项数	项目	最大项数	配额内容	配额方式	最大项数	项目	最大项数	
Ⅱ-1-1. 配额明细表	2	固定	“CD”配额方式。	2	固定	“GYYMD”配额方式。	2	固定	“GYYMD”配额方式。	1. 客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	7	
Ⅱ-1-2. 客户年月日	5	固定	客户为光形“GYYMD”配额方式。	1	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	4	可变	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	2	
Ⅱ-1-3. 配额辅助	2	固定	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	2	固定	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	3	可变	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1. 行销明细表	3	
Ⅱ-1-4. 客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	9	固定	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	4	可变	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	2. 使用量	11
Ⅱ-1-5. 使用量	8	可变	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	2	可变	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1. 数量分级	9
Ⅱ-1-6. 数量分级	3	可变	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	3	可变	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1. 特定器材单位	1-1
Ⅱ-1-7. 特定器材单位	1	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	4	可变	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1. 单位划分	3
Ⅱ-1-8. 单位划分	2	可变	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	2	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	2	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	4	可变	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1. 回数	3
Ⅱ-1-9. 回数	1	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	2	可变	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	1. 特定器材名称	254
Ⅱ-1-10. 特定器材名称	3	可变	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	3	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	3	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	3	可变	客户年月日及客户年号区分二类（见表5）	注：GYYMD为GYYMD年号区分二类（见表5）、YYYJ和ZJ、MMJL、DDJ年号表示。	254

(二) 二元化分类一多情报  
二元化分类一多情报、Ⅱ类小方DPCⅡ类小及U端话费每DPCⅡ类小的组合、「数据辅助」  
「数据辅助」是配额方式。

(才) 診療報酬請求書情報  
診療報酬請求書レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内 容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“GO”を記録する。	
総件数	数字	6	可変	レセプト共通レコードの最終レコードのレセプト番号を記録する。	
予 備	英数	10	可変	記録を省略する。	
予 備	数字	2	固定	記録を省略する。	

- (2) CD-R の電子データ (CD-R)
7. 磁体記録仕様  
(7) 磁体記録データの寸法  
JIS TS X0025-2005規格による寸法は、120mm × 114mm × 1.2mm の範囲で使用する。  
備考：これはISO9660形式 (1簇) の構成である。

- (1) 情報表示記録構成  
(7) 提出データの構成  
第1章-1-(1)-7-(7) 「システム小文字大文字記入法」による「提出データ構成」が同様に規定される。  
備考：これはISO9660形式 (1簇) の構成である。
- (2) 内容表現方式の文字の符号  
(7) 医療機器情報  
第1章-1-(1)-7-(7) 「システム小文字大文字記入法」による「内容表現方式の文字の符號」が同様に規定される。  
備考：これはISO9660形式 (1簇) の構成である。
- (3) フォーマット記号  
(7) 各種記号一覧  
第1章-1-(1)-7-(7) 「システム小文字大文字記入法」による「各種記号」が同様に規定される。  
備考：これはISO9660形式 (1簇) の構成である。
- (4) フォーマット共通情報  
(7) フォーマット情報  
第1章-1-(1)-7-(7) 「システム小文字大文字記入法」による「各種記号」が同様に規定される。  
備考：これはISO9660形式 (1簇) の構成である。
- (5) フォーマット情報  
(7) 医療機器情報  
第1章-1-(1)-7-(7) 「システム小文字大文字記入法」による「各種記号」が同様に規定される。  
備考：これはISO9660形式 (1簇) の構成である。
- (6) フォーマット情報  
(7) 各種記号一覧  
第1章-1-(1)-7-(7) 「システム小文字大文字記入法」による「各種記号」が同様に規定される。  
備考：これはISO9660形式 (1簇) の構成である。
- (7) フォーマット情報  
(7) 医療機器情報  
第1章-1-(1)-7-(7) 「システム小文字大文字記入法」による「各種記号」が同様に規定される。  
備考：これはISO9660形式 (1簇) の構成である。
- (8) フォーマット情報  
(7) 各種記号一覧  
第1章-1-(1)-7-(7) 「システム小文字大文字記入法」による「各種記号」が同様に規定される。  
備考：これはISO9660形式 (1簇) の構成である。

## 2 フレキシブルディスク（FD）に関する事項

### （1） 媒体関連仕様

#### ア 媒体及び物理フォーマット

##### （ア） 媒体

J I S X 6 2 2 3 - 1 9 8 7 の規格に適合するフレキシブルディスクを使用する。

##### （イ） 物理フォーマット

物理フォーマットは J I S X 6 2 2 5 - 1 9 9 5 に規定する情報記録方式に準拠する。

##### イ 論理フォーマット

論理フォーマットは J I S X 0 6 0 5 - 1 9 9 7 に規定する情報記録方式に準拠する。

##### ウ ファイル構成

第1章-1-(1) - アー(ウ)の「マグネットオプティカルディスク」の「ファイル構成」と同じ。

### （2） 情報表記仕様

#### ア 提出ファイルの構成

第1章-1-(1) - イー(ア)の「マグネットオプティカルディスク」の「提出ファイルの構成」と同じ。

#### イ 提出ファイル構成イメージ

第1章-1-(1) - イー(イ)の「マグネットオプティカルディスク」の「提出ファイル構成イメージ」と同じ。

#### ウ レコード形式

第1章-1-(1) - イー(ウ)の「マグネットオプティカルディスク」の「レコード形式」と同じ。

#### エ 内容を表現する文字の符号

第1章-1-(1) - イー(エ)の「マグネットオプティカルディスク」の「内容を表現する文字の符号」と同じ。

### （3） 各種レコードの記録要領に関する事項

#### ア 医療機関情報

第1章-1-(1) - ウー(ア)の「マグネットオプティカルディスク」の「医療機関情報」と同じ。

#### イ レセプト共通情報

第1章-1-(1) - ウー(イ)の「マグネットオプティカルディスク」の「レセプト共通情報」と同じ。

#### ウ レセプト情報

第1章-1-(1) - ウー(ウ)の「マグネットオプティカルディスク」の「レセプト情報」と同じ。

#### エ コーディングデータ情報

第1章-1-(1) - ウー(エ)の「マグネットオプティカルディスク」の「コーディングデータ情報」と同じ。

#### オ 診療報酬請求書情報

第1章-1-(1) - ウー(オ)の「マグネットオプティカルディスク」の「診療報酬請求書情報」と同じ。

二 一 款 名		二 一 款 内 容		審查支批撥圖二一	
1		社會保險經費撥支批撥金			
2		國民健康保險圖本建合會			

附表1 審查支批撥圖二一

### 名稱二一 款項之專項

別表2 都道府県コード

コード名	コード	内容
都道府県コード	0 1	北海道
	0 2	青森
	0 3	岩手
	0 4	宮城
	0 5	秋田
	0 6	山形
	0 7	福島
	0 8	茨城
	0 9	栃木
	1 0	群馬
	1 1	埼玉
	1 2	千葉
	1 3	東京
	1 4	神奈川
	1 5	新潟
	1 6	富山
	1 7	石川
	1 8	福井
	1 9	山梨
	2 0	長野
	2 1	岐阜
	2 2	静岡
	2 3	愛知
	2 4	三重
	2 5	滋賀
	2 6	京都
	2 7	大阪
	2 8	兵庫
	2 9	奈良
	3 0	和歌山
	3 1	鳥取
	3 2	島根
	3 3	岡山
	3 4	広島
	3 5	山口
	3 6	徳島
	3 7	香川
	3 8	愛媛
	3 9	高知
	4 0	福岡
	4 1	佐賀
	4 2	長崎
	4 3	熊本
	4 4	大分
	4 5	宮崎
	4 6	鹿児島
	4 7	沖縄

二一科名	二一科	内 容
1	明治	
2	大正	
3	昭和	
4	平成	

年号区分□一

別表5 年号区分□一

二一科名	二一科	内 容
01	内科	
02	精神科	
03	神經科	
04	神經內科	
05	呼吸器科	
06	消化器科	
07	腎臓科	
08	循環器科	
09	小兒科	
10	外科	
11	整形外科	
12	形成外科	
13	美容外科	
14	腦神經外科	
15	呼吸器外科	
16	心臟血管外科	
17	小兒外科	
18	皮膚外器科	
19	皮膚科	
20	外器科	
21	性病科	
22	乙型肝炎科	
23	產婦人科	
24	產科	
25	婦人科	
26	眼科	
27	耳鼻咽喉科	
28	食管食道科	
29	放射線科	
30	心臟內科	
31	肺部科	
32	心臟內科	
33	心臟內科	
34	消化科	
35	內分泌科	
36	血液科	

診療科□一

別表4 診療科□一

二一科名	二一科	内 容
1	医科	

別表3 点数表□一

別表6 レセプト種別コード (D P C)

コード名	コード	社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険団体連合会
レセプト 種 別 (DPC)	1 1 1 1	医科・医保単独 ・本人 ・入院	医科・国保単独 ・世帯主 ・入院
	1 1 1 3	〃・〃 ・未就学者 ・入院	〃・〃 ・未就学者 ・入院
	1 1 1 5	〃・〃 ・家族 ・入院	〃・〃 ・その他 ・入院
	1 1 1 7	〃・〃 ・高齢受給者一般・低所得者 ・入院	〃・〃 ・高齢受給者一般・低所得者 ・入院
	1 1 1 9	〃・〃 ・高齢受給者 7割 ・入院	〃・〃 ・高齢受給者 7割 ・入院
	1 1 2 1	〃・医保と 1 種の公費併用 ・本人 ・入院	〃・国保と 1 種の公費併用 ・世帯主 ・入院
	1 1 2 3	〃・〃 ・未就学者 ・入院	〃・〃 ・未就学者 ・入院
	1 1 2 5	〃・〃 ・家族 ・入院	〃・〃 ・その他 ・入院
	1 1 2 7	〃・〃 ・高齢受給者一般・低所得者 ・入院	〃・〃 ・高齢受給者一般・低所得者 ・入院
	1 1 2 9	〃・〃 ・高齢受給者 7割 ・入院	〃・〃 ・高齢受給者 7割 ・入院
	1 1 3 1	〃・医保と 2 種の公費併用 ・本人 ・入院	〃・国保と 2 種の公費併用 ・世帯主 ・入院
	1 1 3 3	〃・〃 ・未就学者 ・入院	〃・〃 ・未就学者 ・入院
	1 1 3 5	〃・〃 ・家族 ・入院	〃・〃 ・その他 ・入院
	1 1 3 7	〃・〃 ・高齢受給者一般・低所得者 ・入院	〃・〃 ・高齢受給者一般・低所得者 ・入院
	1 1 3 9	〃・〃 ・高齢受給者 7割 ・入院	〃・〃 ・高齢受給者 7割 ・入院
	1 1 4 1	〃・医保と 3 種の公費併用 ・本人 ・入院	〃・国保と 3 種の公費併用 ・世帯主 ・入院
	1 1 4 3	〃・〃 ・未就学者 ・入院	〃・〃 ・未就学者 ・入院
	1 1 4 5	〃・〃 ・家族 ・入院	〃・〃 ・その他 ・入院
	1 1 4 7	〃・〃 ・高齢受給者一般・低所得者 ・入院	〃・〃 ・高齢受給者一般・低所得者 ・入院
	1 1 4 9	〃・〃 ・高齢受給者 7割 ・入院	〃・〃 ・高齢受給者 7割 ・入院
	1 1 5 1	〃・医保と 4 種の公費併用 ・本人 ・入院	〃・国保と 4 種の公費併用 ・世帯主 ・入院
	1 1 5 3	〃・〃 ・未就学者 ・入院	〃・〃 ・未就学者 ・入院
	1 1 5 5	〃・〃 ・家族 ・入院	〃・〃 ・その他 ・入院
	1 1 5 7	〃・〃 ・高齢受給者一般・低所得者 ・入院	〃・〃 ・高齢受給者一般・低所得者 ・入院
	1 1 5 9	〃・〃 ・高齢受給者 7割 ・入院	〃・〃 ・高齢受給者 7割 ・入院
	1 2 1 1	〃・公費単独 ・入院	_____
	1 2 2 1	〃・2種の公費併用 ・入院	_____
	1 2 3 1	〃・3種の公費併用 ・入院	_____
	1 2 4 1	〃・4種の公費併用 ・入院	_____
	1 3 1 7	〃・後期高齢者単独 ・一般・低所得者 ・入院	医科・後期高齢者単独 ・一般・低所得者 ・入院
	1 3 1 9	〃・〃 ・7割 ・入院	〃・〃 ・7割 ・入院
	1 3 2 7	〃・後期高齢者と 1 種の公費併用 ・一般・低所得者 ・入院	〃・後期高齢者と 1 種の公費併用 ・一般・低所得者 ・入院
	1 3 2 9	〃・〃 ・7割 ・入院	〃・〃 ・7割 ・入院
	1 3 3 7	〃・後期高齢者と 2 種の公費併用 ・一般・低所得者 ・入院	〃・後期高齢者と 2 種の公費併用 ・一般・低所得者 ・入院
	1 3 3 9	〃・〃 ・7割 ・入院	〃・〃 ・7割 ・入院
	1 3 4 7	〃・後期高齢者と 3 種の公費併用 ・一般・低所得者 ・入院	〃・後期高齢者と 3 種の公費併用 ・一般・低所得者 ・入院
	1 3 4 9	〃・〃 ・7割 ・入院	〃・〃 ・7割 ・入院
	1 3 5 7	〃・後期高齢者と 4 種の公費併用 ・一般・低所得者 ・入院	〃・後期高齢者と 4 種の公費併用 ・一般・低所得者 ・入院
	1 3 5 9	〃・〃 ・7割 ・入院	〃・〃 ・7割 ・入院

二一 F 名	二一 F 名	二一 F 内 容	1 女	2 女	男女区分口一 F
--------	--------	----------	-----	-----	----------

別表7 男女区分口一 F

二一 F 名	二一 F 社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険団体連合会	1411 医科・退職者单独	本人	・家庭	1415
二一 F 名	二一 F 社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険団体連合会	1421 医科・退職者单独	本人	・家庭	1423
二一 F 名	二一 F 社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険団体連合会	1425 医科・退職者单独	本人	・家庭	1431
二一 F 名	二一 F 社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険団体連合会	1433 医科・退職者单独	本人	・家庭	1435
二一 F 名	二一 F 社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険団体連合会	1441 医科・退職者单独	本人	・家庭	1443
二一 F 名	二一 F 社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険団体連合会	1445 医科・退職者单独	本人	・家庭	1445
二一 F 名	二一 F 社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険団体連合会	1451 医科・退職者单独	本人	・家庭	1453
二一 F 名	二一 F 社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険団体連合会	1453 医科・退職者单独	本人	・家庭	1455

被 手 小  
種 別  
(DPC)

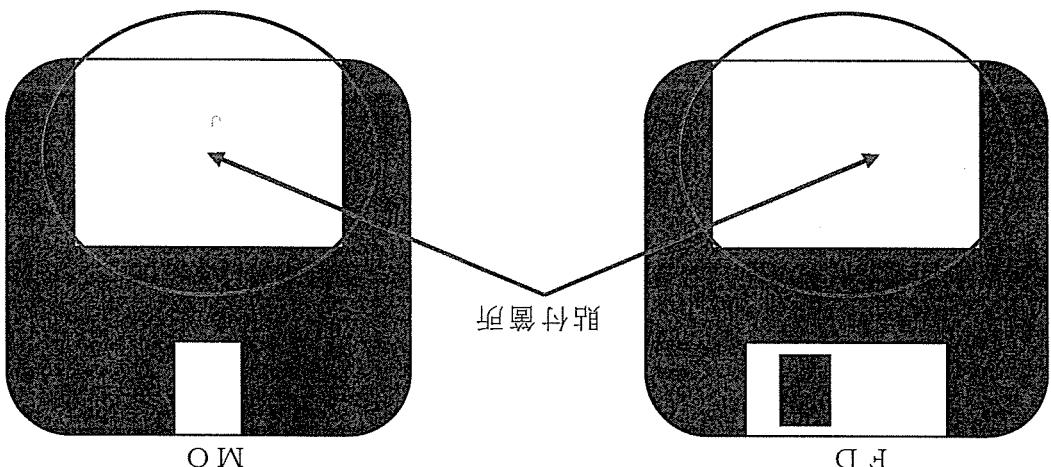
別表8 診療識別コード

コード名	コード		
診療識別コード	1 1	初 診	
	1 3	医 学 管 理	
	1 4	在 宅	
	2 1	投 薬	内 服
	2 2		屯 服
	2 3		外 用
	2 4		調 剤
	2 6		麻 毒
	2 7		調 基
	2 8		投薬その他
	3 1	注 射	皮下筋肉内
	3 2		静脈内
	3 3		注射その他
	3 9		薬剤料減点
	4 0		処 置
	5 0		手 術
	5 4		麻 酔
	6 0		検 査 ・ 病 理
	7 0		画像診断
	8 0		その他

附件9 特定器材单位对照表

二 一 品 名	二 一 K	内 容	
001 分 回	002	回	
003 雷	004	雷	
005 签	006	校	
007 本	008	组	
009 乙	010	幅	
011 露	012	方向	
013 人口一手	014	乙	
016 轮	015	力	
017 丸	016	轮	
018 包	019	瓶	
020 线	021	(线)	
022 管	023	乙	
024 圈分	025	乙人分	
026 力乙人	027	得	
028 单位	029	五单位	
030 乙人	031	滴	
032 m	033	g	
034 k g	035	c c	
036 mL	037	L	
038 mL V	039	乙	
040 cm	041	cm <sup>2</sup>	
042 m	043	m C i	
044 m Ci	045	u g	

コード名	コード	内容
特定器材単位コード	046	管(瓶)
	047	筒
	048	GBq
	049	MBq
	050	KBq
	051	キット
	052	国際単位
	053	患者当り
	054	気圧
	055	缶
	056	手術当り
	057	容器
	058	mL(g)
	059	ブリストー
	060	シート



FD及MOの記入の貼付箇所

電子機体への表記用印記	医療機器用名稱	保健医療機器名稱	診療機器用名稱	年 月 日
支払基金	国保連	月分	年 月 分	提出年月日

I FD・MOの貼付箇所

記載下さい。

電子機体への表記用印記、医療機器用名稱、診療機器用名稱、保健医療機器名稱又は国保連の別名  
又は、保健医療機器用名稱、診療機器用名稱及び提出年月日並びに支払基金又は国保連の別名  
電子機体への表記用印記、医療機器用名稱 (電子機体への表記用印記)、医療機器用名稱

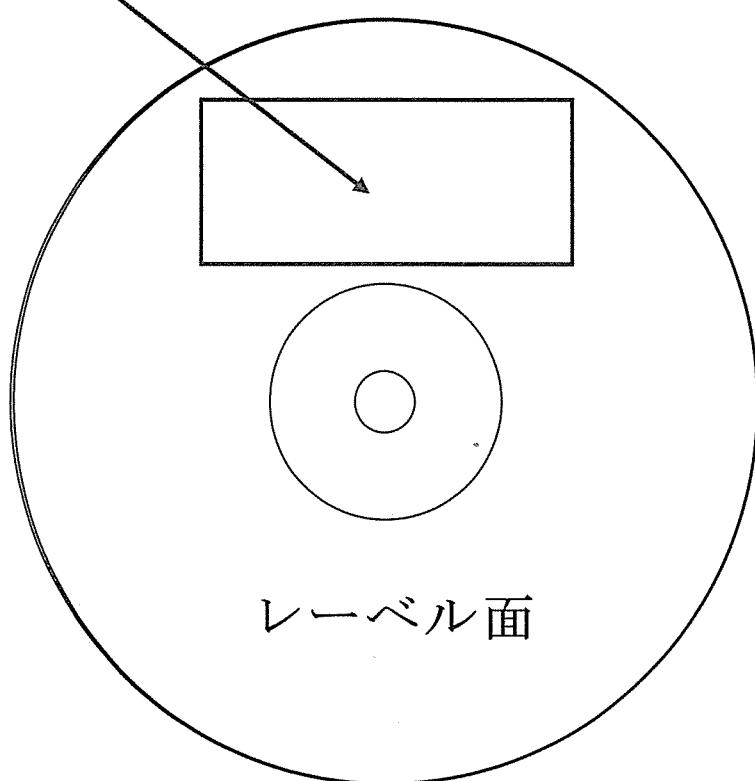
電子機体への表記

別添

2 CD-Rへの表記

レーベル面にシール等を貼付せずに、フェルトペン等により記入すること。

コーディングデータ		
医療機関コード		
保険医療機関名称		
診療月分	年	月分
提出年月日	年	月 日
支払基金	・	国保連



レーベル面



## 参考資料

DPCレセプト提出時における包括部分  
に係る診療行為内容の添付について

厚生労働省保険局医療課

# 1 経緯

平成20年度診療報酬改定の項目として、平成20年2月13日における中央社会保険医療協議会において、DPC対象病院については、DPCにおける診療報酬明細書の提出時に、包括評価部分に係る診療行為の内容が分かる情報を加えることが決定。

～平成20年2月13日 中医協総会資料より～

## 【Ⅱ—1（質の高い効率的な入院医療の推進について）— DPCIに係る制度運用の改善

### 第1 基本的な考え方

DPCIに關しては、現在360病院が対象となっているが、平成18年度DPC準備病院のうち、平成18年度基準及び新たな基準を満たした病院についてDPCIの対象とする。

また、DPCの診療報酬については、適切な算定ルール等を導入することで等の制度運用の改善を図る。

### 第2 具体的な内容

(中略)

2 算定ルール及び診断群分類の見直しについて

(1) 算定ルールの見直しについて

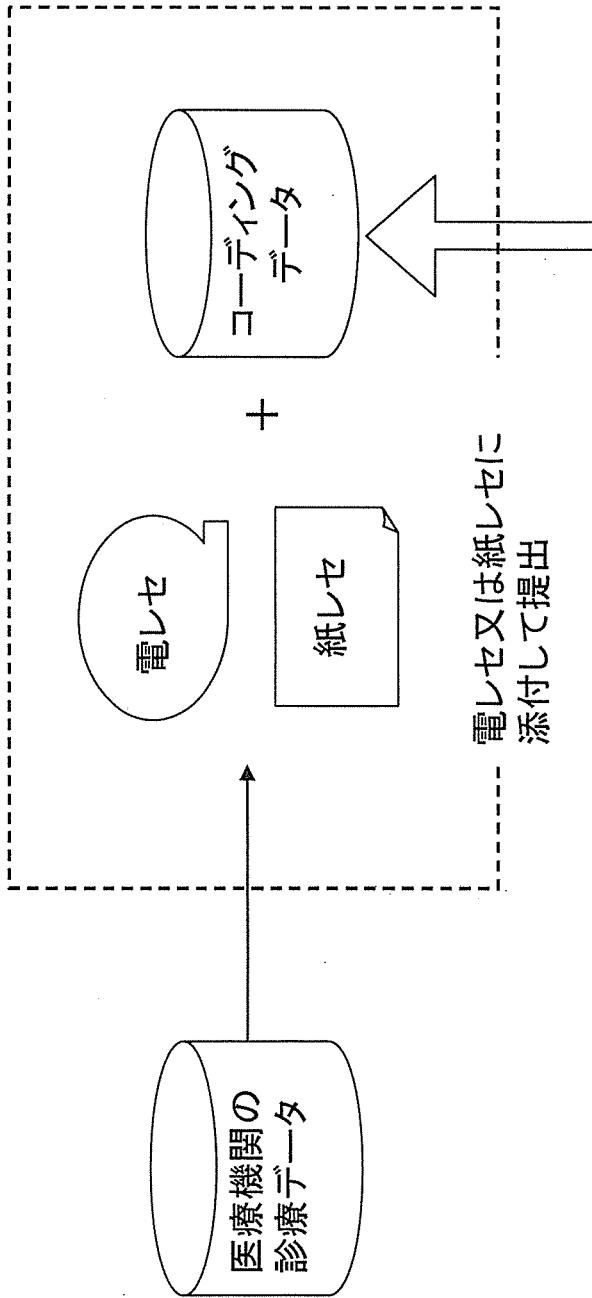
ア (略)

イ DPCIにおける診療報酬明細書の提出時に、包括評価部分に係る診療行為の内容が分かる情報も加える。

## 2 実施方法及び実施時期

- 各医療機関の診療データよりコーディングの確認に必要なデータ(以下「コーディングデータ」という。)を抽出し、将来的にオンライン請求が可能な様式にして、レセプトと別に電子媒体にて提出
- 平成21年1月診療分より実施予定
- 今回の取扱いは適切なコーディングの確認にのみ活用する
- 医療機関におけるコスト及び事務負担が軽減されるよう、1入院期間ではなく、レセプトの診療月のみのコーディングデータとする
- \* 次回診療報酬改定時に直近3ヶ月分のコーディングデータとすることを検討
- 次回診療報酬改定(平成22年度改定)時にコーディングデータもオンライン請求で行うことを検討

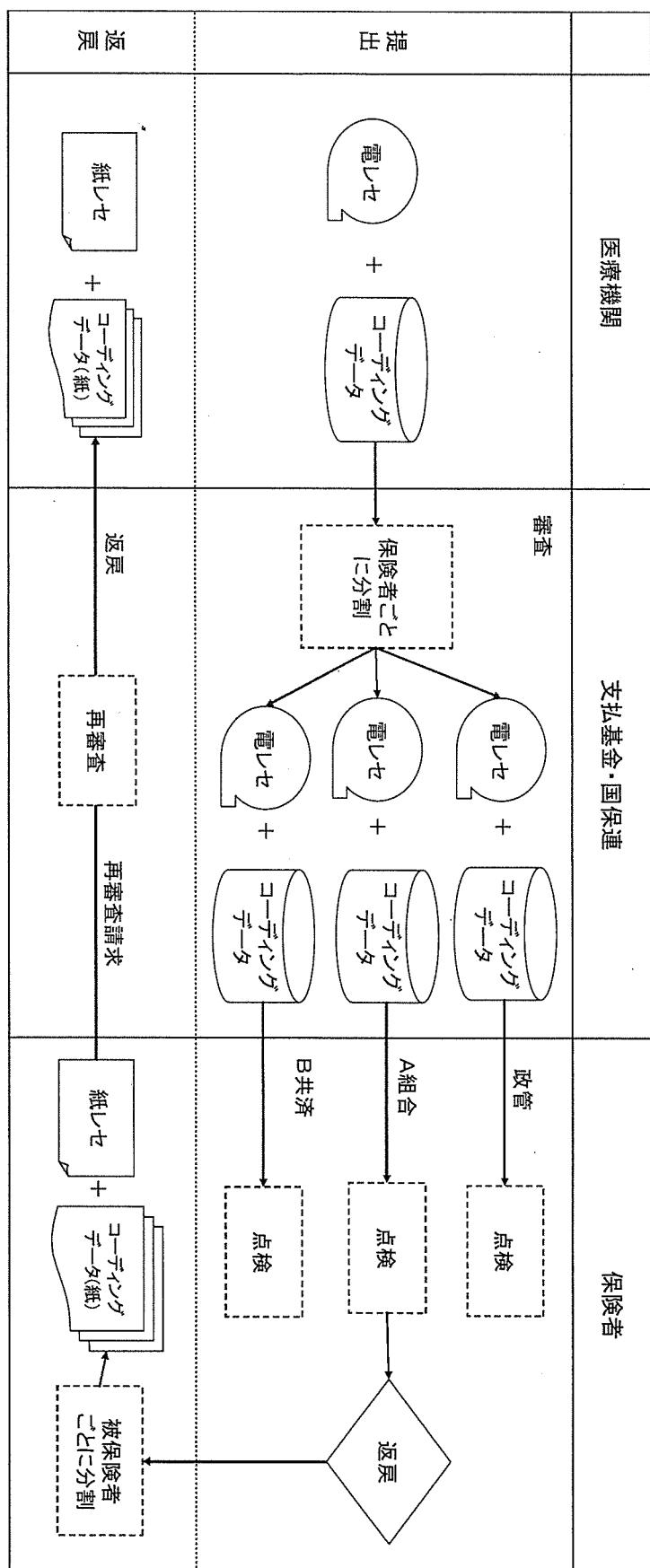
# 出来高情報の添付について



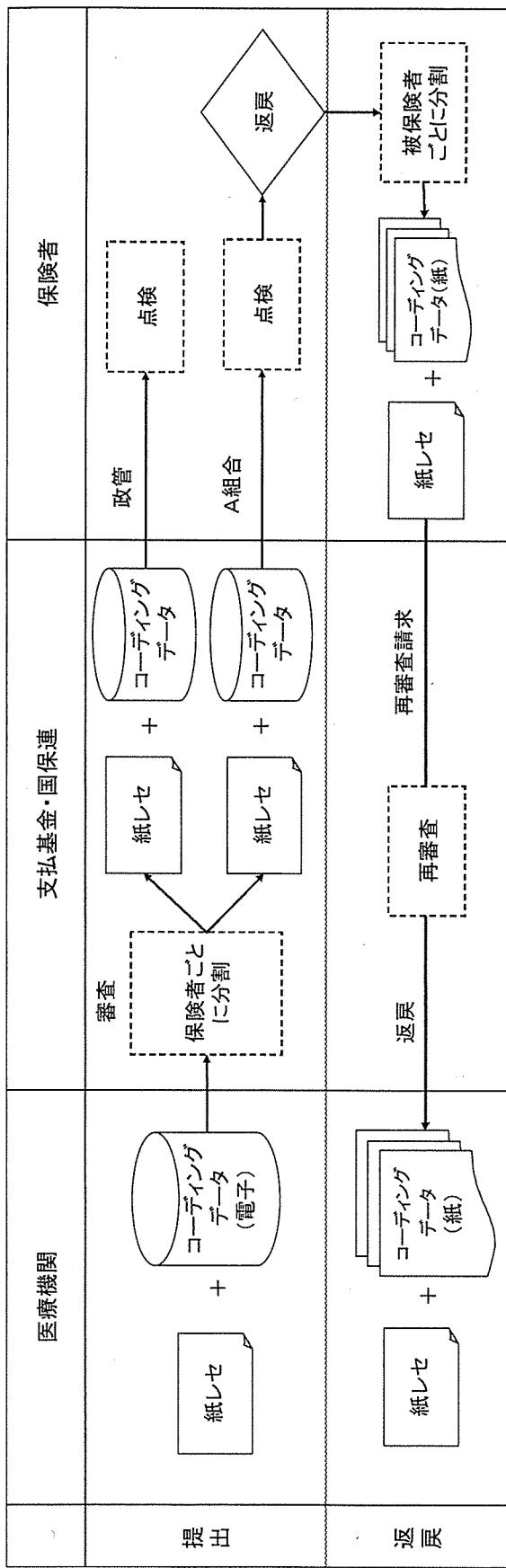
## コーディングの確認に必要なデータを添付

- 実施年月日
- 診療識別コード
- レセプト電算処理システム用コード
- 使用量
- 数量データ
- 回数 等

# 出来高情報ファイルを添付したレセプト提出・返戻の流れ (レセプト電算処理システムにより請求する場合)



## 出来高情報ファイルを添付したレセプト提出・返戻の流れ (紙レセプトにより請求する場合)



DPCレセプトを紙にて提出している医療機関についてもコーディングデータは電子媒体にて提出

## 4 その他

### ○ 紙レセプトの扱い

DPCレセプトを紙により提出している医療機関があり、支払基金又は国保連合会において出来高情報との突合を手作業により行うこととなる。

※ 通知において、極力、オンライン又は電子媒体により請求いただくようお願ひする。